破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第６４８号
熊本市西区上熊本２丁目７番28―404号　ロマネスク上熊本Ⅱ、前住所熊本市中央区新町３丁目３番５―1208号　ニューフレックス新町
破産者　田尻　賢志
１　破産債権の届出期間　平成25年２月18日まで
２　一般調査期日　平成25年３月５日午前11時30分
平成25年１月29日
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３０６号
大津市和邇今宿375―１
破産者　株式会社大光製作所
１　破産債権の届出期間　平成25年３月18日まで
２　一般調査期日　平成25年４月24日午前10時
平成25年１月30日　　大津地方裁判所民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第６８号
山口市本町２丁目３番25号、開始決定時の住所山口市宮野上520番地７
破産者　中村　正義
異議申述期間　平成25年３月４日まで
平成25年１月30日
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
宮崎県日向市大字財光寺1237番地　コーポフロンティア１棟１号
破産者　池田　旬一
異議申述期間　平成25年３月30日まで
平成25年１月30日　宮崎地方裁判所延岡支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第７８９号
埼玉県所沢市青葉台1265番地の８
破産者　前田　睦子
免責意見申述期間　平成25年５月１日まで
平成25年１月25日
さいたま地方裁判所川越支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第２号
熊本市中央区安政町１番２号
清算株式会社　株式会社安政町不動産管理
代表清算人　釘宮　律也
１　決定年月日　平成25年１月25日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
熊本地方裁判所民事第１部

監 督 命 令

平成２５年（再）第１号
京都府綾部市栗町平田31番地
再生債務者　株式会社マルテック
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　京都市中京区御池通間之町東入御池ビル３階　三木・伊原法律特許事務所　弁護士　加古　尊温
平成25年１月28日
京都地方裁判所第５民事部

監督命令取消

平成２４年（再）第４号
横浜市戸塚区秋葉町９番地１
再生債務者　株式会社芙蓉
主文　平成24年９月18日にした監督命令を取り消す。
平成25年１月29日
横浜地方裁判所第３民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
岡山市北区奉還町４丁目21番15号
再生債務者　株式会社ふじうら
代表者代表取締役　池田　哲也
１　決定年月日時　平成25年１月25日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年３月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成25年４月８日から平成25年４月23日まで
岡山地方裁判所第３民事部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第７号
茨城県龍ケ崎市野原町78番地
再生債務者　布川交通有限会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　発行済みの全株式である普通株式5700株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が発生する日
３　減少する資本金の額　570万円
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　再生計画認可決定確定後、最初に行う募集株式発行の効力が発生する日
５　募集株式の数　普通株式100株
６　募集株式の払込金額　１株につき１万円
７　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可の決定の確定日から１か月間
８　増加する資本金の額　100万円
９　増加する資本準備金の額　０円
平成25年１月28日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

再生計画認可

平成２４年（再）第５号
和歌山県日高郡印南町印南4064番地１
再生債務者　株式会社ＬＯＲＤＬＡＮＤ　ＷＡＫＡＹＡＭＡ　ＧＣ
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に定める事由はない。
平成25年１月29日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２３年（再）第１号
島根県出雲市荒茅町2808番地１
再生債務者　有限会社はら屋
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年１月28日　　松江地方裁判所民事部

再生計画変更

平成２１年（再）第５号
札幌市中央区北１条東３丁目３番地
再生債務者　中道機械株式会社
主文　本件再生計画を変更する。
平成25年１月28日
札幌地方裁判所民事第４部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１０６号
埼玉県入間市東藤沢１丁目16番８号　402
再生債務者　野中　宏章
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月28日から平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１２７号
埼玉県飯能市大字双柳478番地８
再生債務者　福島　淳一
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月28日から平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１２９号
埼玉県入間市大字下藤沢876番地１
再生債務者　海藤　　正
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月28日から平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（再イ）第１３０号
埼玉県入間郡毛呂山町前久保南１丁目13番地10
再生債務者　木藤　春奈
１　決定年月日時　平成25年１月24日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成25年２月14日まで
４　一般異議申述期間　平成25年２月28日から平成25年３月７日まで
さいたま地方裁判所川越支部